

平成20年7月2日
住宅局住宅総合整備課

「公営住宅等における暴力団排除」の実施状況について

平成19年6月1日付けで「公営住宅における暴力団排除について」を、公営住宅等を管理している地方公共団体に通知し、その他の公共賃貸住宅についても、平成19年12月13日付けで「公共賃貸住宅における暴力団排除について」を発出し、暴力団排除の基本的な方針を地方公共団体に示しているところです。

また、同年12月には、公営住宅における暴力団排除の状況について調査しました。

今般、その後の各地方公共団体における実施状況等を調査した結果、公営住宅等から暴力団を排除するための何らかの措置を実施又は実施予定としている地方公共団体は、都道府県、政令市を中心に高い水準となっていることが解りました。

- ・ 公営住宅
都道府県100.0%、政令市100.0%、市区町村57.5%
- ・ その他公共賃貸住宅
都道府県 88.5%、政令市100.0%、市区町村53.2%

調査結果の詳細については、次ページ以降をご覧ください。

問い合わせ先

住宅局住宅総合整備課 03-5253-8111

三浦、牧野（内線39333、39138）

I. 「公営住宅における暴力団排除」の実施状況について (第2回調査結果のポイント)

1. 調査対象

公営住宅を管理している1,734事業主体(地方公共団体)すべてを対象に実施。回答率は100%。

2. 調査時点

平成20年4月1日現在(前回調査19年12月3日現在)

3. 調査内容とその結果

(1) 暴力団排除の実施状況

公営住宅から暴力団を排除するための措置(※)を実施している事業主体の割合は、都道府県、政令市において高くなっている。都道府県等別のそれぞれの実施割合は以下のとおりである。()内は前回調査との比較である。)

	実施済	実施予定を含む
都道府県	95.7% (+27.6%)	100.0% (+4.3%)
政令市	100.0% (+23.5%)	—
市区町村	48.7% (+31.7%)	57.5% (+17.0%)

※公営住宅から暴力団を排除するための措置とは、次のいずれかである。(重複回答を含む。)

- ①募集パンフレット等に暴力団員は入居できない旨を記載
- ②入居手続きにおいて、暴力団員ではないことを確約する書面を提出させる
- ③暴力団員は入居できないことについて条例制定(改正)済み

(2) 条例の制定(改正)状況

条例制定又は改正により公営住宅からの暴力団排除を実施している事業主体の割合は、都道府県、政令市において高くなっている。都道府県等別のそれぞれの実施割合は以下のとおりである。()内は前回調査との比較である。)

	実施済	実施予定を含む
都道府県	93.6% (+51.0%)	95.7% (+8.5%)
政令市	88.2% (+47.0%)	94.1% (+5.9%)
市区町村	39.0% (+33.4%)	49.8% (+20.0%)

(3) 暴力団員であることが判明した事例(平成19年12月4日以降)

新規入居者については3例、既存入居者については36例判明。

(4) 警察との連携状況

公営住宅から暴力団員を排除するために警察と連携している事業主体の割合は、都道府県、政令市において高くなっている。都道府県等別のそれぞれの実施割合は以下のとおりである。()内は前回調査との比較である。)

	実施済	実施予定を含む
都道府県	91.5% (+34.1%)	97.9% (+4.3%)
政令市	82.4% (+41.2%)	94.1% (+11.7%)
市区町村	32.5% (+24.7%)	45.0% (+25.3%)

Ⅱ. 「その他公共賃貸住宅における暴力団排除」の実施状況について (第1回調査結果のポイント)

1. 調査対象

その他公共賃貸住宅を管理している981事業主体（地方公共団体）を対象に実施。

2. その他公共賃貸住宅の内訳

- ・改良住宅
- ・小規模改良住宅等
- ・特定公共賃貸住宅等
- ・都市再生住宅等
- ・高齢者向け公共賃貸住宅

3. 調査時点

平成20年4月1日現在
※今回は第1回目の調査

4. 調査内容とその結果

(1) 暴力団排除の実施状況

その他公共賃貸住宅から暴力団を排除するための措置（※）を実施している事業主体の割合は、都道府県、政令市において高くなっている。都道府県等別のそれぞれの実施割合は以下のとおりである。

	実施済	実施予定を含む
都道府県	82.8%	88.5%
政令市	100.0%	—
市区町村	45.1%	53.2%

※その他公共賃貸住宅から暴力団を排除するための措置とは、次のいずれかである。（重複回答を含む。）

- ①募集パンフレット等に暴力団員は入居できない旨を記載
- ②入居手続きにおいて、暴力団員ではないことを確約する書面を提出させる
- ③暴力団員は入居できないことについて条例制定（改正）済み

(2) 条例の制定（改正）状況

条例制定又は改正によりその他公共賃貸住宅からの暴力団排除を実施している事業主体の割合は、都道府県、政令市において高くなっている。都道府県等別のそれぞれの実施割合は以下のとおりである。

	実施済	実施予定を含む
都道府県	82.8%	85.7%
政令市	88.2%	94.1%
市区町村	35.0%	42.6%

(3) 暴力団員であることが判明した事例

新規入居者については1例、既存入居者については7例判明。

(4) 警察との連携状況

その他公共賃貸住宅から暴力団員を排除するために警察と連携している事業主体の割合は、都道府県、政令市において高くなっている。都道府県等別のそれぞれの実施割合は以下のとおりである。

	実施済	実施予定を含む
都道府県	85.7%	91.4%
政令市	82.3%	94.1%
市区町村	29.2%	40.3%

Ⅲ. 「公営住宅における暴力団排除」の実施状況について（詳細版）

1. 調査対象

全事業主体

2. 事業主体数（参考：平成18年度末管理戸数）

1,734事業主体（2,190,438戸）

（内訳） 47都道府県（934,116戸）

17政令市（384,940戸）

1,670市区町村（871,382戸）

（注）平成19年12月13日に発表した「公営住宅における暴力団排除の実施状況について」では、1,742事業主体であったが、その後の市町村合併等により事業主体数が減少。

3. 調査時点

平成20年4月1日現在

4. 調査内容

- （1）暴力団排除の実施状況
- （2）条例の制定（改正）状況
- （3）暴力団員であることが判明した事例
- （4）警察との連携状況
- （5）暴力団排除の方針を検討するにあたり、その契機等となった暴力団員による不法行為等があればその概要

5. 暴力団排除の実施状況

（上段は実施予定を含んだ数値であり、（ ）内は前回調査との比較である。）

（1）公営住宅から暴力団を排除するための措置を実施している事業主体

	実施事業主体数	事業主体数に占める割合	管理戸数（戸）	管理戸数に占める割合
都道府県	47 (+2)	100.0% (+4.3)	934,116 (+18,316)	100.0% (+1.9)
	45 (+13)	95.7% (+27.6)	916,239 (+146,983)	98.1% (+15.7)
政令市	—	—	—	—
	17 (+4)	100.0% (+23.5)	384,940 (+95,564)	100.0% (+25.0)
市区町村	961 (+281)	57.5% (+17.0)	640,622 (+151,979)	73.5% (+17.5)
	814 (+529)	48.7% (+31.7)	543,568 (+324,505)	62.4% (+37.3)
全体	1,025 (+283)	59.1% (+16.5)	1,959,678 (+169,281)	89.5% (+7.8)
	876 (+546)	50.5% (+31.6)	1,844,747 (+567,052)	84.2% (+25.9)

（注）次のうち、いずれかを実施している事業主体の数である。

- ①募集パンフレット等に暴力団員は入居できない旨を記載
- ②入居手続きにおいて、暴力団員ではないことを確約する書面を提出させる
- ③暴力団員は入居できないことについて条例制定（改正）済み

(2) 公営住宅からの暴力団排除の措置別実施状況

(以下の①から③について、重複回答している事業主体もある。)

①募集パンフレット等に暴力団員は入居できない旨を記載している事業主体

	実施事業 主体数	事業主体数に 占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に 占める割合
都道府県	45 (+ 2)	95.7% (+ 4.2)	916,239 (+17,402)	98.1% (+ 1.8)
	43 (+17)	91.5% (+36.2)	901,834 (+196,973)	96.5% (+21.0)
政令市	17 (+ 1)	100.0% (+ 5.9)	384,940 (+5,049)	100.0% (+1.6)
	14 (+ 3)	82.4% (+17.7)	345,525 (+110,492)	89.8% (+28.9)
市区町村	770 (+292)	46.1% (+17.6)	554,796 (+166,560)	63.7% (+19.2)
	496 (+276)	29.7% (+16.6)	378,912 (+191,665)	43.5% (+22.0)
全 体	832 (+295)	48.0% (+17.2)	1,855,975 (+189,011)	84.7% (+ 8.6)
	553 (+296)	31.9% (+17.1)	1,626,271 (+499,130)	74.2% (+22.8)

②入居手続きにおいて、暴力団員ではないことを確約する書面を提出させている

事業主体

	実施事業 主体数	事業主体数に 占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に 占める割合
都道府県	41 (+ 4)	87.2% (+ 8.5)	878,150 (+81,323)	94.0% (+ 8.7)
	38 (+16)	80.9% (+34.1)	806,247 (+201,635)	86.3% (+21.5)
政令市	14 (+ 0)	82.4% (+ 0)	337,610 (-21,930)	87.7% (- 5.5)
	12 (+ 2)	70.6% (+11.8)	325,147 (+84,260)	84.5% (+22.1)
市区町村	560 (+258)	33.5% (+15.5)	438,372 (+145,906)	50.3% (+16.8)
	365 (+225)	21.9% (+13.6)	316,099 (+180,120)	36.3% (+20.7)
全 体	615 (+262)	35.5% (+15.2)	1,654,132 (+205,299)	75.5% (+ 9.4)
	415 (+243)	23.9% (+14.0)	1,447,493 (+466,015)	66.1% (+21.3)

③暴力団員は入居できないことについて条例を制定 (改正) している事業主体

	実施事業主体 数	事業主体数に 占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に 占める割合
都道府県	45 (+ 4)	95.7% (+ 8.5)	901,367 (+ 84,742)	96.5% (+ 9.0)
	44 (+24)	93.6% (+51.0)	899,159 (+285,768)	96.3% (+30.6)
政令市	16 (+ 1)	94.1% (+ 5.9)	358,827 (+ 5,642)	93.2% (+ 1.7)
	15 (+ 8)	88.2% (+47.0)	352,267 (+164,424)	91.5% (+42.8)
市区町村	831 (+331)	49.8% (+20.0)	558,120 (+189,266)	64.0% (+21.7)
	652 (+558)	39.0% (+33.4)	442,748 (+374,325)	50.8% (+43.0)
全 体	892 (+336)	51.4% (+19.5)	1,818,314 (+279,650)	83.0% (+12.8)
	711 (+590)	41.0% (+34.1)	1,694,174 (+824,517)	77.3% (+37.6)

(暴力団排除にかかる条例の規定内容)

	暴力団排除条項		明渡請求条項	
	事業主体数	実施事業主体に占める割合	事業主体数	実施事業主体に占める割合
都道府県	44	100.0%	41	93.2%
政令市	15	100.0%	13	86.7%
市区町村	649	99.5%	590	90.5%
全体	711	99.6%	644	90.6%

6. 暴力団員であることが判明した事例について（平成19年12月4日以降）

()内は前回調査の結果（平成19年6月1日以降）

(1) 新規入居者について

- ・新規の入居を拒否した事例

2事業主体 3例 (6事業主体 6例)

(2) 既存入居者について

- ・既存入居者で暴力団員であることが判明した事例

25事業主体36例 (22事業主体 32例)

自主退去した	7	(6)
退去を求めている	12	(0)
今後退去を求める予定	3	(6)
近傍同種家賃を課している(予定も含む)	2	(1)
その他(検討中など)	12	(19)
計	36	(32)

7. 警察との連携について

(1) 公営住宅から暴力団を排除するため警察と連携している事業主体

(上段は協議中を含んだ数値であり、()内は前回調査との比較である。)

	実施事業 主体数	事業主体数に 占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に 占める割合
都道府県	46 (+ 2)	97.9% (+4.3)	917,036 (+11,369)	98.2% (+1.2)
	43 (+16)	91.5% (+34.1)	892,985 (+220,260)	95.6% (+23.6)
政令市	16 (+ 2)	94.1% (+11.7)	358,827 (+34,664)	93.2% (+9.2)
	14 (+ 7)	82.4% (+41.2)	346,192 (+182,854)	89.9% (+47.6)
市区町村	751 (+421)	45.0% (+25.3)	516,920 (+223,595)	59.3% (+25.7)
	542 (+411)	32.5% (+24.7)	389,939 (+281,678)	44.7% (+32.3)
全 体	813 (+426)	46.9% (+24.7)	1,792,783 (+269,628)	81.8% (+12.3)
	599 (+434)	34.5% (+25.0)	1,629,116 (+684,792)	74.4% (+31.3)

(2) 上記(1)のうち、主な連携内容

- ・入居決定の際に、新規入居者及び同居者が暴力団員であるかの照会をすること等について、協定書等を締結。
- ・定期的な協議の場（行政対象暴力対策連絡協議会等）を設置。
- ・暴力団員との対応方法についての相談及び必要に応じて現地同行。

8. 暴力団排除の方針を検討するにあたり、その契機等となった暴力団員による不法行為等の概要（平成19年12月4日以降検討を開始した事業主体）

- ・入居者が恐喝容疑で逮捕されたため。
- ・公営住宅における立てこもり発砲事件があったため。
- ・暴力団員風の入居者による迷惑行為があったため。
- ・暴力団員射殺事件等の内部抗争があったため（公営住宅とは無関係）。

Ⅳ. 「その他公共賃貸住宅における暴力団排除」の実施状況について（詳細版）

1. 調査対象

その他公共賃貸住宅を管理する事業主体

2. 事業主体数

981事業主体

（内訳） 35都道府県

17政令市

929市区町村

【その他公共賃貸住宅の内訳（平成18年度末管理戸数）】

改良住宅	127,125戸
小規模改良住宅等	29,069戸
特定公共賃貸住宅等	30,567戸
都市再生住宅等	16,143戸
高齢者向け公共賃貸住宅	19戸
合計	202,923戸

3. 調査時点

平成20年4月1日現在

4. 調査内容

- （1）暴力団排除の実施状況
- （2）条例の制定（改正）状況
- （3）暴力団員であることが判明した事例
- （4）警察との連携状況
- （5）暴力団排除の方針を検討するにあたり、その契機等となった暴力団員による不法行為等があればその概要

5. 暴力団排除の実施状況

(上段は実施予定を含んだ数値である。)

(1) その他公共賃貸住宅から暴力団を排除するための措置を実施している事業主体

	実施事業 主体数	事業主体数に 占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に 占める割合
都道府県	31	88.5%	8,141	97.6%
	29	82.8%	8,102	97.2%
政令市	—	—	—	—
	17	100.0%	5,122	100.0%
市区町村	495	53.2%	10,711	63.2%
	419	45.1%	9,058	53.5%
全 体	543	55.3%	24,304	79.9%
	465	47.4%	22,282	73.3%

(注) 次のうち、いずれかを実施している事業主体の数である。

- ①募集パンフレット等に暴力団員は入居できない旨を記載
- ②入居手続きにおいて、暴力団員ではないことを確約する書面を提出させる
- ③暴力団員は入居できないことについて条例制定 (改正) 済み

(2) その他公共賃貸住宅からの暴力団排除の措置別実施状況

(以下の①から③について、重複回答している事業主体もある。)

①募集パンフレット等に暴力団員は入居できない旨を記載している事業主体

	実施事業 主体数	事業主体数に 占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に 占める割合
都道府県	28	80.0%	8,134	97.5%
	25	71.4%	8,019	96.2%
政令市	15	88.2%	5,112	99.8%
	13	76.4%	5,057	98.7%
市区町村	368	39.6%	7,808	46.1%
	250	26.9%	5,386	31.8%
全 体	411	41.9%	21,064	69.3%
	288	29.4%	18,462	60.7%

②入居手続きにおいて、暴力団員ではないことを確約する書面を提出させている事業主体

	実施事業 主体数	事業主体数に 占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に 占める割合
都道府県	24	68.6%	7,755	93.0%
	21	60.0%	7,445	89.3%
政令市	13	76.4%	4,912	95.9%
	11	64.7%	4,847	94.6%
市区町村	280	30.1%	6,830	40.3%
	195	20.9%	5,070	29.9%
全 体	317	32.3%	19,497	64.1%
	227	23.1%	17,362	57.1%

③暴力団員は入居できないことについて条例を制定（改正）している事業主体

	実施事業主体数	事業主体数に占める割合	管理戸数（戸）	管理戸数に占める割合
都道府県	29	82.9%	8,114	97.3%
	28	80.0%	8,102	97.2%
政令市	16	94.1%	5,112	99.8%
	15	88.2%	5,098	99.5%
市区町村	396	42.6%	8,081	47.7%
	326	35.0%	6,355	37.5%
全 体	443	45.2%	21,317	70.1%
	372	37.9%	19,555	64.3%

（暴力団排除にかかる条例の規定内容）

	暴力団排除条項		明渡請求条項	
	事業主体数	実施事業主体に占める割合	事業主体数	実施事業主体に占める割合
都道府県	27	90.0%	27	90.0%
政令市	16	94.1%	16	94.1%
市区町村	313	96.0%	292	89.5%
全 体	356	95.9%	335	90.2%

6. 暴力団員であることが判明した事例について

（1）新規入居者について

新規の入居を拒否した事例

1 事業主体 1 例

（2）既存入居者について

既存入居者で暴力団員であることが判明した事例

4 事業主体 7 例

自主退去した	0
退去を求めている	7
今後退去を求める予定	0
近傍同種家賃を課している（予定も含む）	0
その他（検討中など）	0
計	7

7. 警察との連携について

(1) その他公共賃貸住宅から暴力団を排除するため警察と連携している事業主体
(上段は協議中を含んだ数値である。)

	実施事業 主体数	事業主体数に 占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に 占める割合
都道府県	32	91.4%	8,147	97.7%
	30	85.7%	8,102	97.2%
政令市	16	94.1%	5,112	99.8%
	14	82.3%	5,033	98.2%
市区町村	375	40.3%	7,745	45.7%
	272	29.2%	5,697	33.6%
全 体	423	43.1%	21,014	69.1%
	316	32.2%	18,832	61.9%

(2) 上記(1)のうち、主な連携内容

- ・入居決定の際に、新規入居者及び同居者が暴力団員であるかの照会をすること等について、協定書等を締結。
- ・定期的な協議の場（行政対象暴力対策連絡協議会等）を設置。
- ・暴力団員との対応方法についての相談及び必要に応じて現地同行。

8. 暴力団排除の方針を検討するにあたり、その契機等となった暴力団員による不法行為等の概要

- ・入居者が恐喝容疑で逮捕されたため。
- ・公営住宅における立てこもり発砲事件があったため。
- ・暴力団員風の入居者による迷惑行為があったため。
- ・暴力団員射殺事件等の内部抗争があったため（公共賃貸住宅とは無関係）。

※ 集計方法について、上記2におけるその他公共賃貸住宅のいずれかについて暴力団排除を実施又は実施予定としている場合、実施済み又は実施予定の事業主体としている。

また、改良住宅、小規模改良住宅等及び都市再生住宅等については、従前居住者対策として整備している趣旨にかんがみ、本来入居すべき者が入居せず又は居住しなくなった場合に限り入居時等の暴力団排除に係る措置の対象としているため、上記5. 及び7. の管理戸数の集計から除いている。